

道路の新設に伴い、一部路線の廃止・延長が発生するため、コミュニティバスの運行見直しに伴う「自家用有償旅客運送の変更登録の申請」について、次のとおり提案します。

様式第 1 - 3 号
令和 3 年 1 月 日

九州運輸局 福岡運輸支局長 殿

名 称 みやま市
住 所 福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地
代表者の氏名 みやま市長 松嶋 盛人

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

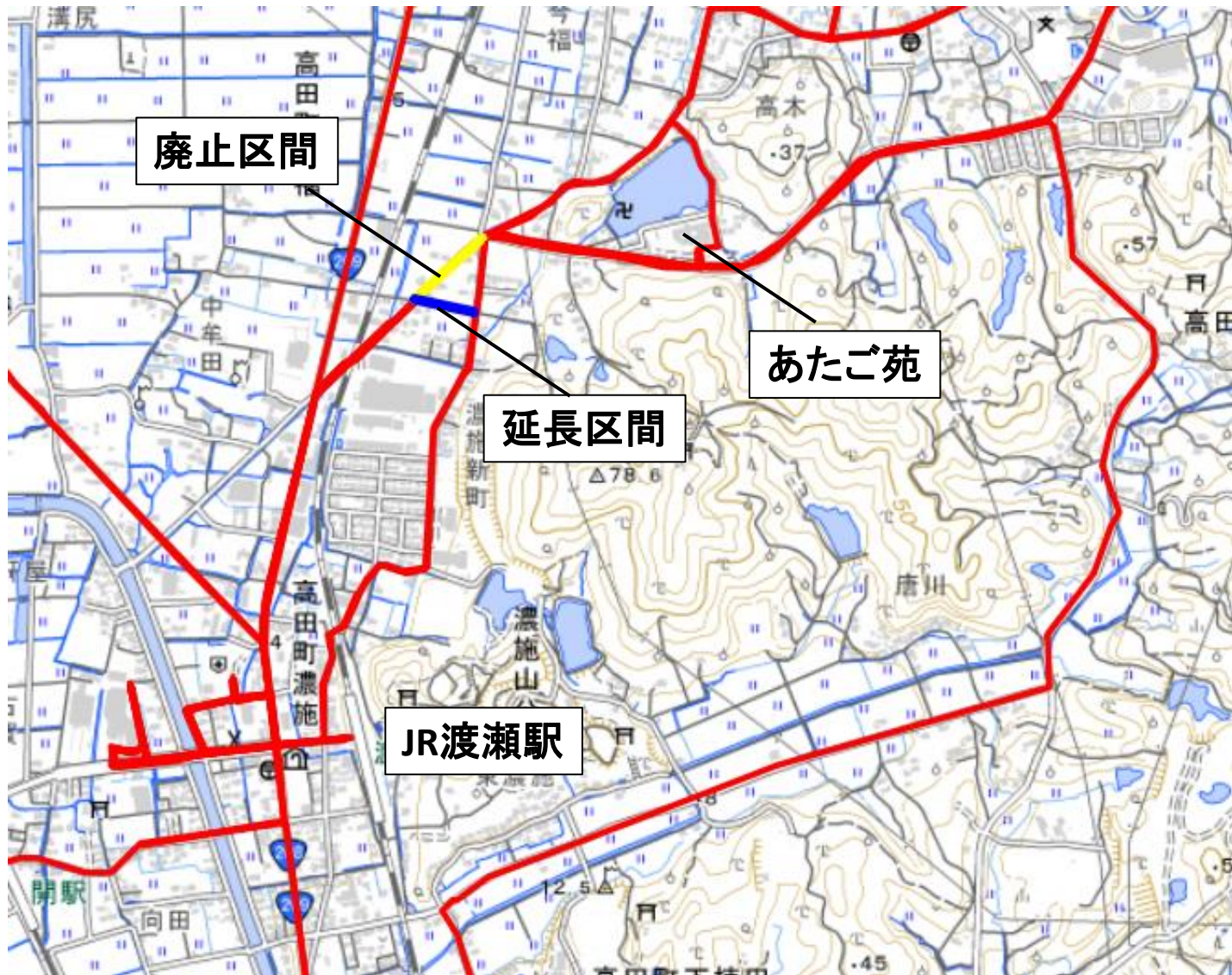
1. 名称、住所、代表者の氏名
みやま市
福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地
みやま市長 松嶋 盛人
2. 登録番号
九福市交第 14 号
3. 自家用有償旅客運送の種別
市町村運営有償運送（交通空白輸送）
4. 変更しようとする事項
(1) 路線
別紙のとおり

(2) 運送の区域

新	
旧	

5. 変更予定期日
令和 3 年 4 月 1 日

高田町今福 5差路付近 路線図



凡 例

既存路線



路線を廃止する区間



路線を延長する区間



様式第1-3号 別紙(4.(1)関係)

NO	項目名	変更前	変更後	変更内容	変更理由
123	起点	みやま市高田町今福243番2付近 (交差点)87		路線の廃止	道路新設により、通行が不可となったため
	主たる経由地	今福			
	終点	みやま市高田町今福1232番1 (今福交差点)23			
	キロ程	0.43km			
150	起点		みやま市高田町今福1232番1 (今福交差点)23	路線の延長	路線を延長し、通行不可となった箇所を迂回するため。
	主たる経由地		今福		
	終点		みやま市高田町今福612番1付近 (交差点)130		
	キロ程		0.25km		
151	起点		みやま市高田町今福612番1付近 (交差点)130	路線の延長	路線を延長し、通行不可となった箇所を迂回するため。
	主たる経由地		今福		
	終点		みやま市高田町今福564番1付近 (交差点)131		
	キロ程		0.11km		